

4 法 人 税

統計表を見る方のために

統計表の構成や順序はほぼ前年に準じており、収録されている計数は従来のものと継続して利用することができる。

1 利用上の注意

これらの統計表は、平成16年2月1日から平成17年1月31日までの間に終了した事業年度分についての法人税課税状況、法人数及び会社標本調査結果（抜粋）から成っている。法人税課税状況と法人数は、全数調査により調査集計したものである。

法人税課税状況は、すべての種類の法人について示し、法人数については欠損法人を含めるとともに、内国普通法人については、更に業種別、資本金階級別等に、その構成を示している。

会社標本調査は、内国普通法人のうち、活動中の会社等（株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、協業組合）、相互会社、医療法人及び企業組合の法人数、売上金額、益金処分の内容、交際費等の項目について、標本調査の方法で調査、集計したものであるため、課税状況等の関連数値とは一致しない。

連結申告に関する計数は含んでいない（全国計数を国税庁統計年報書にのみ記載している。）。

2 用語の説明

内国法人とは、国内に本店又は主たる事業所を有する法人をいう。

普通法人とは、公共法人、公益法人等及び協同組合等以外の法人をいう。具体的には、通常「会社」といわれるもの及び企業組合、相互会社、医療法人等が該当する。

公益法人等とは、法人税法別表第二に該当する法人等をいう。具体的には、民法上の社団及び財団、宗教法人、学校法人、法人である労働組合等が該当し、収益事業から生じた所得についてのみ課税され、普通法人に比べ適用される税率が低い。

※ 特定非営利活動法人など、公益法人等とみなす法人を含む。

協同組合等とは、法人税法別表第三に該当する法人をいう。具体的には、農業協同組合、中小企業等協同組合（企業組合を除く。）、森林組合等が該当し、課税範囲について特例はないが、普通法人に比べ適用される税率が低い。

人格のない社団等とは、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。法人とみなされ、収益事業から生じた所得についてのみ課税される。

外国法人とは、内国法人以外の法人をいい、日本国内に源泉のある所得について課税される。

事業年度とは、法人の営業年度等（決算期間）のことをいう。通常、年1回決算（決算期間12か月）の法人と、年2回決算（決算期間6か月）の法人がある。

資本金とは、事業年度末（年2回決算の会社では下期の決算期）の払込済資本金額であり、資本積立金額は含まない。

清算所得とは、内国普通法人等のそれぞれ次の金額をいう。なお、平成13年4月1日以後に行われる合併の場合の清算所得に対する法人税は廃止された。

① 解散による清算所得とは、残余財産の価額からその解散当時の資本等の金額及び利益積立金額等の合計額を控除した金額をいう。

② 合併による清算所得とは、被合併法人の株主等がその合併により合併法人から交付を受ける合併法人の株式等（金銭その他の資産を含む。）の価額から被合併法人のその合併当時の資本等の金額及び利益積立金額の合計額を控除した金額をいう。

所得に対する税額とは、所得金額に税率を乗じて算出した税額をいう。

税額とは、「差引所得に対する法人税額」をいう。「所得に対する税額」に、「土地譲渡利益に対する税額」、「課税保留金額に対する税額」等を加算し、「利子・配当等に係る所得税の額」などを控除した後のいわゆる「納付すべき法人税額」である。